

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第2期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和6年12月2日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和6年11月1日 ～ 同年12月2日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、国税の納付はキャッシュレスでの納付が可能です。この機会に是非ご利用ください。 ※納付書は後日送付します。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和5年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、 雑及び臨時の各所得の金額	②	
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)	③	
令和5年分の分離課税の 上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 ③に対する	⑥	金 額
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	⑦	金 額
課税される所得金額に 対する税額	⑧	
令和5年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨	
差 引 金 額 (⑧ - ⑨)	⑩	
調整所 得金額 { (⑥-⑩×4/5) 又は(⑥×1/5)}	⑪	
特 別 所 得 金 額 (⑥ - ⑪)	⑫	
調整所得金額に対する 平均税率及び税額	⑬	%
特別所得金額に対する 税額 (⑫×⑬の平均税率)	⑭	
⑦ に 対 する 税 額	⑮	

課税される所得金額 に対する税額 (⑬+⑭+⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収策等) 住宅借入金等特別控除 政定等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別 控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差 引 所 得 税 額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳	
再 差 引 所 得 税 額 (⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓	
予 定 納 税 基 準 額 (㉒ + ㉓)	㉔	

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和5年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕	円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉖	
差 引 税 額 (㉕ - ㉖)	㉗	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖×100/102.1)	㉘	